

情 個 審 答 申 第 1 号

平成 25 年 12 月 27 日

答 申

寝屋川市長 馬 場 好 弘 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金 谷 重 樹

平成 25 年 7 月 18 日付け「人市第 772 号」で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件異議申立てを棄却すべきである。

理 由

第 1 異議申立ての趣旨

寝屋川市長が異議申立人に対し、平成 25 年 4 月 22 日付け「人市第 99 号」でした処分のうち開示を拒否した部分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、異議申立人が、寝屋川市長（以下「市長」という。）に対し、寝屋川市情報公開条例（平成 9 年寝屋川市条例第 9 号。以下「条例」という。）に基づき、「打上新町・小路北町第 2 の自治会の役員名簿（自治会役員等報告書平成 24 年度・平成 25 年度）」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求したところ、市長が本件公文書に記録されている情報の一部について、その開

示を拒否する決定をしたので異議申立人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち開示を拒否した部分の取り消しを求めるものである。

2 市長が開示を拒否した情報

市長が開示を拒否した情報は以下のとおりである。

- (1) 平成 24 年度打上新町自治会役員等報告書に記載されている事項のうち、副会長（1 番目記載分）の住所、電話番号及び備考欄記載事項並びに副会長（2 番目記載分）及び会計の氏名、住所、電話番号及び備考欄記載事項
- (2) 平成 24 年度小路北町第 2 自治会役員等報告書に記載されている事項のうち、自治会長の住所、電話番号及び備考欄記載事項並びに副会長、書記及び会計の氏名、住所、電話番号及び備考欄記載事項
- (3) 平成 25 年度打上新町自治会役員等報告書に記載されている事項のうち、自治会長の住所、電話番号及び備考欄記載事項並びに副会長及び会計の氏名、住所、電話番号及び備考欄記載事項
- (4) 平成 25 年度小路北町第 2 自治会役員等報告書に記載されている事項のうち、自治会長の住所、電話番号及び備考欄記載事項並びに副会長、書記及び会計の氏名、住所、電話番号及び備考欄記載事項

3 市長が開示を拒否した理由

条例第 6 条第 1 項第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当するため。

4 前提事実等

条例第 6 条第 1 項は次のように規定している。

第 6 条 実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報
 - イ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報若しくは当該個人から提供された事業に関しない情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア 省略

イ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(3) 以下、省略

第3 争点及びこれに対する当事者の主張

1 争点

- (1) 市長が開示を拒否した情報が条例第6条第1項第1号柱書きの本文に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するかどうか。
- (2) 市長が開示を拒否した情報が条例第6条第1項第1号ウに規定する「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」に該当するかどうか。

2 争点(1)に対する当事者の主張

(1) 異議申立人

自治会は、地方自治において、住民自治に関わる組織であり、市税から各種補助金が支給されている。趣味の会などの単なる任意組織ではない。条例第6条第1項第1号においても「事業を営む個人の当該事業に関する情報については保護されるべき個人に関する情報とはしない」旨規定されている。ましてや、市行政に関わる機関の役職名を「個人情報」として伏せることは、極論すれば、市長名や市会議員の氏名を公表しないことと同

じように非民主的なことである。

(2) 市長

「事業を営む個人」とは、物品販売業、畜産業等の対価の取得を目的とした事業や農業、林業を営む個人を指し、自治会の役員は事業を営む個人ではない。

3 争点(2)に対する当事者の主張

(1) 異議申立人

寝屋川市が標榜する「住民参加型のまちづくり・地域協働の市政運営」が言葉どおりに行われるか否かは、本年4月30日に提出された当該住民からの要望署名趣旨文にもあるように、多くの住民の居住権や生存権にかかわる重大な問題である。条例においても第6条第1項第1号のウで「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため開示することがより必要であると認められる情報」については保護されるべき個人の情報とはしない旨規定されている。

(2) 市長

条例第6条第1項第1号ただし書きウの規定により個人情報为例外的に開示する場合は、「不開示とすることにより保護される個人の利益」と「開示することによって人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命、身体等」という。）を保護する必要がある、かつ、当該個人情報を開示することにより人の生命、身体等を保護できるという関連性がある場合において、開示することにより得られる利益」とを比較衡量した上で、後者が優越する場合に限って、本号ただし書きウに該当し開示すべきであると解されるが、その該当性の判断に当たっては、本来、その性質上手厚く保護されるべきである個人情報を開示するのであるから、後者については抽象的な必要性や間接的な関連性では足りず、人の生命、身体等に危険が生じる可能性があり、この危険の回避又は拡大防止のために当該個人情報を開示する具体的な必要性が認められ、かつ、当該個人情報の開示により、直接的に危険の回避又は拡大防止ができるという関連性があるかどうかを十分に検討する必要がある。

本件については、異議申立人の主張する地域住民の生命、身体等の危険

の回避又は拡大防止のために当該個人情報を開示する具体的な必要性は認められず、危険の回避又は拡大防止のための直接的な関連性があるともいえないことから、後者が優越する理由があるとはいえず、当該個人情報を開示することは適当でない。

第4 当審査会の判断

1 争点(1)について

条例第6条第1項第1号は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、条例の規定する「個人に関する情報」に該当しない旨を規定している。

この規定は、「個人で事業を営んでいる者」の当該事業に関する情報は、本来、個人に関する情報であるが、当該情報については条例上の個人に関する情報とはしない旨を規定したものと解される。

この点、自治会の活動は自治会役員が個人で営んでいる事業ではなく、自治会という団体によって営まれている事業であり、自治会の役員は自治会の機関である。したがって自治会の役員が事業を営む個人に該当しないことは明らかである。

そうすると、自治会役員の住所、電話番号等の個人に関する情報は条例第6条第1項第1号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当しない。

2 争点(2)について

条例第6条第1項第1号ウは、個人に関する情報であっても「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」については、例外的に開示できる旨を規定している。

これは、個人に関する情報について、個人の権利利益を保護する観点から、それを原則として開示しないこととする一方、それを開示しないことによって保護される当該個人の権利利益と、開示することによって保護することのできる（当該個人を含む）人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命、身体等」という。）に係る権利利益を比較衡量し、後者が前者に優越する場合には、例外的に、個人に関する情報を開示することが許されることを規定したものと解される。

そして、個人に関する情報を保護し、個人の権利利益を保障することの重

要性に鑑みれば、この比較衡量に当たり、人の生命、身体等に係る権利利益が個人の権利利益に優越し、例外的に個人に関する情報を開示することが許されるためには、人の生命、身体等に係る権利利益に対する具体的な侵害若しくは侵害のおそれが現に存在し又は現に存在する侵害の程度若しくは範囲が拡大するおそれ（以下「侵害又はおそれ」という。）があること、侵害又はおそれを排除するには個人に関する情報を開示することが必要不可欠であり、他に手段が無いこと、個人に関する情報を開示することによって侵害又はおそれを排除できることなどの要件を満たしていることが必要であり、また開示することの許される個人に関する情報の範囲は、侵害又はおそれを排除するために必要最小限に止めなければならない。

以上の観点から本件をみると、異議申立人は、寝屋川市が標榜する「住民参加型のまちづくり・地域協働の市政運営」が言葉どおりに行われなければ多くの住民の居住権や生存権が侵害されるから、言葉どおりの市政運営が確保されるためには自治会役員に係る個人に関する情報を開示すべきである旨を主張するが、異議申立人の主張からは、人の生命、身体等に係る権利利益に対する具体的な侵害又はおそれが現に存在するとは認められず、また住民の居住権や生存権に対する侵害又はおそれを排除するために自治会役員に係る個人に関する情報が開示されることが必要不可欠であり、他に手段が無いとも認められない。

以上のとおりであるから、当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。